

防地施第13429号
30.8.21

北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長 殿
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長

地方協力局施設管理課長
(公印省略)

飛行場等周辺財産の管理指針及び有効活用の促進について
(通知)

標記について下記のとおり通知するので、適切に対処されたい。

記

- 1 飛行場等周辺に所在する防衛省所管行政財産（以下「周辺財産」という。）については、国有財産法等に基づき、適正な管理に努められているところであるが、一部の周辺財産において防衛局長等の使用許可を受けずに近隣住民等により無断で占有され、駐車場、家庭菜園等として使用されており、あってはならない事態が生じている。このような状況を踏まえ、以下のとおり周辺環境に応じた適切な周辺財産の管理の措置をとられたい。
 - (1) 国有地である旨を示す看板の設置
 - (2) 過去に無断占有が行われた箇所及び周囲の環境から無断占有が懸念される箇所における境界柵の設置
 - (3) 定期的に巡回を実施し、報告書を各局にて保管

なお、看板、境界柵等の仕様は現場に精通する各局の判断によるものとする。

- 2 無断で占有されるなど管理上の問題が確認された場合は、速やかに本省施設管理課に報告の上、別紙を参考に早急に原状回復等に着手し、その対応状況について、解消された時点又は毎年三月末日までに別紙様式により本省に報告されたい。
- 3 周辺財産の有効活用については、行政財産の公共性、公益性の観点から、地方公共団体等に対する使用許可を実施しているところであるが、更なる有効活用の促進に向けて、「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づく、公募の上での民間等に対する有償による使用許可について、所要の手続きを進められたい。
- 4 第二種区域外に所在する周辺財産については、その立地条件等の個々の現地事情を精査し、地方財務局等との協議を経た上で、必要に応じて用途廃止も含めた有効活用について検討されたい。

添付書類：別紙

周辺財産における無断占有等の問題が確認された場合は、下記を参考に、早急に占有者を特定の上、原状回復、再発防止等に努められたい。

<事例１：無断耕作>

南関東防衛局管内における無断耕作を解消した対応例

- (1) 現地確認を行い、氏名、住所等の占有者情報を入手
- (2) 占有者に対して、口頭及び文書により退去を要請
- (3) 退去しない占有者に対して、

ア 関係地方公共団体及び警察署に事前説明の上、被害届の提出を検討している旨の警告を占有者に伝達

イ 国有財産部局長名による内容証明の警告文を郵送

ウ 警告どおり、警察署に被害届を提出

<事例２：無断駐車>

北関東防衛局管内における無断駐車の解消に向けて現在取組み中の例

- (1) 現地調査の結果、判明した駐車車両情報を基に、陸運局及び軽自動車検査協会に対し登録情報の提供を依頼し、占有者を特定
- (2) 関係地方公共団体及び警察署に事前説明の上、国有地から退去を促す通知文書を占有者に手交又は郵送
- (3) 退去しない占有者に対して、内容証明の警告文を郵送
- (4) 退去した箇所に既存の看板、境界柵等が設置されていなかった場合には、優先的に看板等の設置を行うとともに、巡回の強化に努めることにより再発を防止

<その他：共通事項>

- (1) 無断占有等の問題が確認された場合、速やかに本省施設管理課に報告の上、無断占有が解消された時点又は毎年３月末日時点における対応状況について、別紙様式により本省あて報告されたい。
- (2) 関係法令に基づく使用許可を実施することにより、無断占有の解消につながると考えられる場合には、必要に応じ、関係地方公共団体に対して、その実施に向けた調整を進められたい。
- (3) 退去が見込めない占有者については、提訴を見据えた措置として、適宜、当省顧問弁護士、法務省予防司法支援制度等を活用した法律相談を実施されたい。

無断占有に関する対応報告（〇〇防衛局一No. 〇）

1	施設名	〇〇飛行場周辺地区					
2	住所(都市計画上の用途)						
3	面積(m ²)、台帳価格(円)	m ²	円				
4	発見年月日	平成〇年〇月〇日					
5	相手方						
6	無断占有用途	駐車	菜園	投棄	その他		
7	無断占有内容						
8	無断占有の要因						
9	無断占有への対応内容	HO.	○.	○	除草工事の現地確認を行っていた際、〇〇を発見。本省に報告。		
		10	備考				